

役員の報酬・退職金に関する規定について

- (1) 当財団は、寄附行為第20条において「役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。」と規定されております。また常勤の役員に対して役員給与を支給しておりません。
- (2) 役員に対する退職金の規定はありませんので過去において役員に対して役員退職金を支給したことはありません。

以上